

(別表2)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和7年11月21日作成)

法 令 名	建築基準法
根 拠 条 項	第9条第1項
処 分 の 概 要	違反建築物の除却、移転等の命令
法 令 の 定 め	<p>第9条</p> <p>1 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
処 分 基 準	<p>次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 建築物等の安全性への影響が極めて大きいと判断されるもの。</p> <p>(2) 人命への危険性が極めて大きいと判断されるもの。</p> <p>(3) 周辺環境への影響が極めて大きいと判断されるもの。</p> <p>(4) 違反者の行為に悪質性が高いと判断されるもの。</p> <p>(5) その他、法の目的を果たすために違反の是正が極めて重要と判断されるもの。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号:011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号:011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
備 考	

(別表2)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和7年11月21日作成)

法 令 名	建築基準法
根 拠 条 項	第9条第7項
処 分 の 概 要	違反建築物の使用禁止、使用制限（仮命令）
法 令 の 定 め	<p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>
処 分 基 準	<p>第9条第1項に基づく処分の処分基準に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>（1）対象となる違反建築物等を使用すること自体に危険性があり、緊急の必要があると判断されるもの。</p> <p>（2）違反是正が困難となる場合で緊急の必要があると判断されるもの。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
備 考	

(別表2)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和7年11月21日作成)

法 令 名	建築基準法
根 拠 条 項	第9条第10項
処 分 の 概 要	違反建築工事の施工の停止命令
法 令 の 定 め	<p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ぜることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ぜることができる。</p>
処 分 基 準	工事中の建築物で、違反事項が明白であり、かつ緊急性があると判断されるもの。
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号：011-204-5097） 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築防災係（電話番号：011-204-5097） 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
備 考	

法令名	建築基準法
根拠条項	第10条第1項、2項
処分の概要	保安上危険な建築物の勧告等
法令の定め	<p>第10条</p> <p>1 特定行政庁は、第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕繕繕、模様替替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けたものが正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない。</p> <p>（理由）</p> <p>建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該勧告等の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。</p>
処分担当課	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
備考	

法 令 名	建築基準法
根 拠 条 項	第10条第3項
処分の概要	保安上危険な建築物の命令等
法 令 の 定 め	<p>第10条</p> <p>3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
処 分 基 準	<p>設定しない。</p> <p>（理由）</p> <p>建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
備 考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成23年10月1日作成)

法 令 名	建築基準法
根拠条項	第45条第1項
処分の概要	私道の変更又は廃止の制限
法令の定め	第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。
処分基準	設定しない。 (理由) 建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなす事が可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することは要しない。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備 考	

## 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法
根拠条項	第77条の35第1項
処分の概要	指定確認検査機関の指定の取り消し
法令の定め	都道府県知事は、指定確認検査機関が第77条の19各号（第四号を除く。）の一に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。
処分基準	<p>設定しない (理由) 法令により明確にされている。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	

## 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法
根拠条項	第77条の35第2項
処分の概要	指定確認検査機関の指定の取り消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、指定確認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>一 第6条の2第3項、第7条の2第3項から第6項まで、第7条の4第2項、第3項若しくは第6項、第77条の21第2項、第77条の22第1項若しくは第2項、第77条の24第1項から第3項まで、第77条の26、第77条の28、第77条の29又は第77条の34第1項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第77条の27第1項の認可を受けた確認検査業務規定によらないで確認検査を行ったとき。</p> <p>三 第77条の24第4項、第77条の27第3項又は第77条の30の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第77条の20各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>五 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員若しくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>六 不正な手段により指定を受けたとき。</p>
処分基準	「指定確認検査機関の処分の基準」のとおり
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

# 指定確認検査機関の処分の基準

(平成23年2月23日決定)

## 1 趣旨

本基準は、北海道知事が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30又は第77条の35第2項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、知事が指定した確認検査機関（以下「機関」という。）の行う確認検査（法第77条の18第1項の確認検査をいう。以下同じ。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

## 2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第77条の35第2項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第77条の35第2項の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第77条の30の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務に関する監督上必要な命令をいう。

## 3 処分の基本方針

機関に対する処分は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこと。

## 4 処分手続

機関の処分の事務は、建設部住宅局建築指導課において執り行う。

## 5 機関の処分の基準

### (1) 一般的基準

- イ 機関に対する処分の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。
- ロ 処分は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定の区分（法第77条の18第2項に規定する指定の区分をいう。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は指定の区分に応じ処分を行うこととする。

### (2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

- イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）は、最も重い処分事由に基づき処分を行うものとする。

- ロ 二以上の処分すべき行為について併せて処分を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする

①処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）のAに該当する場合においては、取消しを行う。

②処分すべき行為のいずれもが処分ランクのAに該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が1年を超える場合には、取消しを行う。

### (3)過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日の直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けていた機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けていた機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

### (4)情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。なお、加重後の業務停止命令の期間が1年を超えるときは、取消しを行うとともに、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

#### イ 処分を加重すべき場合

①処分事由に該当する行為に係る法第77条の32第2項の特定行政庁の指示に従わなかった場合

②重大な悪意又は害意に基づく行為である場合

③暴力的行為又は詐欺的行為である場合

④法令違反の状態が長期にわたる場合

⑤常習的に行っている場合

⑥罰金の刑に処せられた場合

⑦悔悛の情が見られない場合

⑧その他情状等を加味する必要がある場合

※ 処分事由に該当する行為が、(a)①から③までに該当する場合、(b)④から⑧までの2以上に該当する場合又は(c)④から⑧までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合には、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。

また、処分事由に該当する行為が(d)④から⑧までのいずれかに該当する場合又は(e)故意によるものである場合(②に該当する場合を除く)には、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。当該行為が(f)故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合には、取消しを行うことを基本とする。

#### ロ 処分を軽減できる場合

①違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害又はその発生の可能性がない場合

②違反行為につき未遂で終わった場合

③災害や指定確認検査機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合

④処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合

⑤建築主による速やかな違反是正を図るため積極的に損失補填等を行った場合

⑥その他情状等を加味する必要がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、①から⑥までのいずれかに該当する場合には、業務停止命令の期間を3分の2に、①から⑥までの2以上に該当する場合には、業務停止命令の期間を3分の1に、それぞれ軽減することを基本とする。

## 6 処分に伴う措置

#### (1) 指定書の返納

取消し又は業務停止命令を行った場合には、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

#### (2) 業務の引継ぎ

取消しを行った場合には、法第77条の29第1項の帳簿を引き継ぐとともに、同条第2項の書類を当該書類に係る建築物について法第6条第1項の規定による確認をする権限を有する建築主事の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。

#### (3) 処分の報告

取消し又は業務停止命令を行った場合には、処分を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分者、処分日、処分の内容、処分事由等（以下「処分の概要」という。）を、北海道開発局に報告するものとする。

#### (4) 処分後の指導監督

機関に対して処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、さらに処分・告発を行う。

### 7 処分の保留

次に定める場合には、必要な間、処分を保留することができる。

- ①司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ②確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- ③処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分の内容の決定に当っては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

### 8 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

また、7により処分の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

別表

根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容
77の35②一	6の2⑨	適合しない旨の通知書等の交付義務違反(※1)	D	業務停止命令1月
	6の2⑩	特定行政庁への報告義務違反(※1)	D	業務停止命令1月
	7の2③	完了検査引受証の交付等義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2④	完了検査の期限内履行義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2⑤	検査済証の交付義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2⑥	完了検査結果の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の4②	中間検査引受証の交付等義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	7の4③	中間検査合格証の交付義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	7の4⑥	中間検査結果の報告義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	18の3③	確認審査等に関する指針による確認審査(「77の35②五その他③」に係るものを除く。)	D	業務停止命令1月
	77の21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令3月
	77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令3月
	77の24②	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月
	77の24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令3月
	77の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令1月
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月
	77の29の2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令1月
	77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令1月
77の35②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令6月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令3月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令3月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令3月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令3月
77の35②三	77の24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令に違反	A	取消し
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の30	監督命令違反	A	取消し
77の35②四	77の20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令6月
		②代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令6月
		③機関又は機関の代表者及び担当役員が関係する指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の求め等	B	業務停止命令6月
		④確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月
		⑤業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の	B	業務停止命令6月
	77の20六	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	77の20七	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月
77の35②五	77の31①	①確認検査の業務に關し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避し	C	業務停止命令3月
		③確認検査の業務の状況等の質問に對して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避し	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の質問に對して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の35②本文	業務停止命令違反	A	取消し
77の35②六	その他	①法第6条の2第11項の規定に基づく確認済証の失効	A～D	業務停止命令又は取消し
		②法第6条の2、7条の2又は7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告又は通知の内容の誤り	D	業務停止命令1月
		③法第6条の2第1項の確認又は法7条の2第1項若しくは7条の4第1項の検査における著しく不適切な判断	A～D	業務停止命令又は取消し
		④その他確認検査の業務に關する著しく不適当な行為	C	業務停止命令3月
77の35②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば「77の35②一」は「第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2)「処分等事由の内容」欄の「※1」「※2」及び「※3」は次のとおりである。

(※1) :法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2) :法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3) :法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。

## 指定確認検査機関の処分の基準について（補足）

処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における処分の内容の決定は、以下に定めるところによる。

1 確認検査が適確に行われなかつたことにより判定資格者が登録の消除等の処分を受けた場合は、当該判定資格者の所属する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対し業務停止命令若しくは取消し又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。

- (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
- (2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定の区分の数
- (3) 登録の消除等の処分を受けた判定資格者の数
- (4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項
- (5) その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項

2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し業務停止命令若しくは取消し又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。

## 不利益処分に係る処分基準

(平成23年10月1日作成)

法令名	建築基準法
根拠条項	第87条の2第1項
処分の概要	危害防止のため除却等措置命令 緊急時の使用禁止、使用制限命令 危害防止のための工事停止命令 工事中の建築設備に係る措置命令
法令の定め	第87条の2 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（前条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第18条第2項（前条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第6条（第3項を除く。）第6条の2、第6条の3（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5（第6条の3第1項第一号及び第二項の建築物の部分に限る。）、第7条の6、第18条（第14項を除く。）及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第一号から第三号までに係るものにあってはその受理した日から21日以内に、同項第四号に係るものにあってはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。
処分基準	設定しない。 (理由) 建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097） 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097） 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）
備考	

法 令 名	建築基準法
根 抱 条 項	第88条第1項
処分の概要	違反煙突等の除却、移転等の命令。違反煙突等の使用禁止、使用制限。違反煙突等工事の施工の停止命令。保安上危険な煙突等の除却命令等。危険煙突等の使用禁止、使用制限。危害防止のため除却等措置命令。緊急時の使用禁止、使用制限命令。危害防止のための工事停止命令。工事中の工作物に係る措置命令
法 令 の 定 め	<p>第88条第1項</p> <p>煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2、第6条の3（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5（第6条の3第1項第一号及び第二項の建築物の部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第3項から第6項まで、第13条、第18条（第13項を除く。）、第20条、第32条、第33条、第34条第1項、第36条中第33条及び第34条第1項に関する部分、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項及び第2項並びに第18条第13項の規定を準用する。</p>
処 分 基 準	<p>設定しない。（理由）</p> <p>建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該は正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
備 考	

法令名	建築基準法
根拠条項	第88条第2項
処分の概要	違反製造施設等の除却等の命令。違反製造施設等の使用禁止命令等。違反建築工事の施工の停止命令。危害防止のため除却等措置命令。緊急時の使用禁止、使用制限命令。危害防止のための工事停止命令。工事中の製造施設等に係る措置命令
法令の定め	<p>第88条第2項</p> <p>製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条（第3項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る）、第6条の2、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第3項から第6項まで、第13条、第18条（第8項から第12項までを除く。）、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第68条の2第1項及び第5項、第68条の3第6項、第86条の7中第48条第1項から第12項までに関する部分、第87条第2項中第48条第1項から第12項まで、第49条から第51条まで、第60条の2第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に関する部分、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	<p>設定しない。（理由）</p> <p>建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。</p>
処分担当課	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号：）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号：）</p>
備考	

法 令 名	建築基準法
根拠条項	第88条第3項
処分の概要	違反看板等の除却、移転等の命令 違反看板等の使用禁止、使用制限 違反看板設置工事の施工の停止命令 保安上危険な看板等の除却等命令 危険看板等の使用禁止、使用制限。
法令の定め	第88条第3項 第3条、第8条から第13条まで並びに第18条第1項及び第14項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。
処分基準	設定しない。 (理由) 建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ(電話番号:011-204-5097) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ(電話番号:011-204-5097) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備 考	

法 令 名	建築基準法
根拠条項	第90条第3項
処分の概要	危害防止のための除却等措置命令 緊急時の使用禁止、使用制限命令 危害防止のための工事停止命令
法令の定め	第90条第3項 第3条第2項及び第3項、第9条（第13項及び第14項を除く。）第9条の2、第9条の3（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第18条第1項及び第14項の規定は、第1項の工事の施工について準用する。
処分基準	設定しない。 (理由) 建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備 考	

法 令 名	建築基準法
根 拠 条 項	第90条の2第1項
処分の概要	工事中特殊建築物に係る措置命令
法 令 の 定 め	<p>第90条の2第1項</p> <p>特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第6条第1項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>
処 分 基 準	<p>設定しない。 (理由)</p> <p>建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )</p>
備 考	

法 令 名	建築基準法
根拠条項	第90条の2第2項
処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令
法令の定め	第90条の2第2項 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前項の場合に準用する。
処分基準	設定しない。 (理由) 建築基準法は、文字どおり建築物の敷地、構造等に関し、安全、防火等の最低限度必要な技術基準を定めたものであり、当該是正命令の適用根拠とされる各条項が、処分をするかどうか又はどのような処分をするかという判断をなすことが可能な程度まで既に具体的なものであるので、現状において更に具体的な基準を定める必要性が特に認められないため、改めて処分基準を設定することを要しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備 考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法 令 名	建築基準法
根拠条項	第77条の35の14第1項
処分の概要	指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し
法令の定め	第77条の35の14 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が第77条の35の3各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。
処分基準	設定しない (理由) 法令により明確にされている。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備 考	

## 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法
根拠条項	第77条の35の14第2項
処分の概要	指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し
法令の定め	<p>2 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される第6条第8項若しくは第9項、第6条の2第5項若しくは第6項若しくは第18条第7項若しくは第8項の規定又は第18条の3第3項、第77条の35の5第2項、第77条の35の7第1項から第3項まで、第77条の35の10若しくは前条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第77条の35の9第1項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程によらないで構造計算適合性判定を行ったとき。</p> <p>三 第77条の35の7第4項、第77条の35の9第3項又は第77条の35の11の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第77条の35の4各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>五 構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する構造計算適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>六 不正な手段により指定を受けたとき。</p>
処分基準	<p>設定しない (理由) あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難である。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	